

国家外貨管理局広東省分局、深圳市分局 外債包括登記の管理改革試行を展開

2020年3月30日、国家外貨管理局広東省分局及び深圳市分局は共同で『粵港澳大湾区（広東省・香港・マカオグレーターベイエリア）及び深圳先行模範区の発展のための外貨管理による支援に関する通達』（粵匯発[2020]15号、以下「15号通達」という）を公布しました。「15号通達」には、一連の外債利便化措置の内容が含まれ、そのなかでも外債包括登記は注目されています。

【ポイント】

- ▶ 条件に適合する企業は、包括外債登記の申請が可能
- ▶ 外債包括登記を行う企業は、外債登記を都度行う必要はない

1. 政策の背景

2019年10月、国家外貨管理局は『クロスボーダー貿易・投資の利便化のさらなる促進に関する通達』（匯発[2019]28号、以下『28号通達』という）を公布し、粵港澳大湾区、海南での企業外債の個別登記の撤廃を明記しました。

2020年2月、国家外貨管理局海南省分局は、『海南自由貿易港の建設を支援する外貨革新業務政策に関する通達』（瓊匯発[2020]1号）を公布し、企業外債の個別登記の撤廃を率先して試行しました。

今回の「15号通達」は、「28号通達」の政策を粵港澳大湾区において具体化したものになります。以下では、「企業外債の個別登記の撤廃」試行に関する内容を重点的に紹介します。

2. 本規定の主要内容

「企業外債の個別登記の撤廃」とは、各条件に適合する非金融企業は利便化後の登記プロセスで、所在地の外管局で外債包括登記を行うことができ、外債登記を都度行う必要はない試みを指します。

【図表1】外債包括登記

申請企業の登録地	✓ 国家外貨管理局広東省分局、深圳市分局
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 会社設立後1年以上（1年を含む）経過し、かつ経営活動実体を有し、既に全範囲クロスボーダーマクロプルーデンス管理モデルを利用して外債を調達している企業 ✓ 直近3年間で外貨規定違反の行政処罰記録のない企業（設立3年未満の企業の場合、設立日から外貨規定違反の行政処罰記録がない企業） ✗ 不動産企業、政府融資プラットフォーム、融資担保公司、小額貸出公司、質屋、ファイナンスリース公司、商業ファクタリング公司、地方資産管理公司等の機構、及び「投注差」モデルを利用して外債を調達する企業は、本ガイドラインを適用しない

<p>外債登記限度枠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 試行企業の外債包括登記に係る限度枠は、そのクロスボーダー融資リスク加重残高の上限を超えてはならない ✓ $\text{クロスボーダー融資リスク加重残高の上限} = \text{純資産} \times \text{クロスボーダー融資レバレッジ率} \times \text{マクロプルーデンス政策因数}$ ✓ クロスボーダー融資レバレッジ率の初期値は2と設定し、マクロプルーデンス調節係数の初期値は1と設定 ✓ 試行企業が既に外債を実行している場合、外管局は外債包括登記の限度枠から既に個別登記した外債契約の金額を差し引かなければならない。個別登記の外債返済後、試行企業は外管局に外債包括登記の限度枠の増額申請が可能
<p>包括外債登記を適用しない外債</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 内保外貸（域内保証つき域外貸出）関連の資金を外債の形式で域内に戻し入れる場合、域外で債券を発行する場合、外保内貸（域外保証つき域内貸出）の保証履行による外債登記を行う場合には、所在地の外管局で都度、外債登記を行う必要がある。外管局は個別登記した契約金額に応じて外債包括登記の限度枠を差し引かなければならない
<p>申請資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書（基本情報、個別登記を予定する外債金額、直近3年間での外債規定違反の行政処分記録がないことの状況説明等） ✓ 経営許可書 ✓ 直近1年の監査済み財務報告書
<p>利便政策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 試行企業は、外債包括登記を行った後、限度枠内で登記証憑をもって銀行で外債口座の開設、外債資金の入・送金、元転・外貨転を行う
<p>使用上の要求</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外債資金は、外債契約及び外債管理規定が許可する用途に基づき使用しなければならない ✓ 試行企業は、関連外債契約、元転及び資金使用等の証明資料を5年間保存して検査を備えなければならない
<p>届出有効期限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 試行企業は、本ガイドラインに基づく外債包括登記後1年以内に、外債引出が発生しない場合、外管局は外債包括登記の限度額を0に調整する権限を有する
<p>純資産変動状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 試行企業は、当該年度の純資産が前年度の監査済みの純資産より20%（20%を含む）以上の上下変動がある場合、自発的に所在地の外管局に連絡し、外債包括登記の限度枠の調整を申請しなければならない

3. 企業への影響

「外債包括登記」は、現状は一部の地域のみで試行が展開されています。国家外貨管理局広東省分局及び深圳市分局管轄内の各条件に適合する企業は優先的に試行することができ、外債調達の手続が大幅に簡素化され、キャッシュフローが苦しい企業の外債調達が便利になりました。

「投注差」モデルを利用して外債を調達する企業は、申請条件に適合しないため、関連企業は適宜「マクロプルーデンス管理」モデルに切り替えたいうで、「外債包括登記」を利用することができます。また、「外債包括登記」は、従来の「マクロプルーデンス管理」モデルとは若干異なり、「15号通達」では「外債リスク加重残高」の概念には言及していないため、利用企業の外債調達残高の計算は期限、通貨に影響されないことが想定され、また、マクロプルーデンス政策因数も1.25ではなく1と設定されています。実施の際には所在地外管局に確認することを推奨します。

引続き関連情報をフォローの上、随時情報展開させていただきます。

以上

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p>国家外汇管理局广东省分局 国家外汇管理局深圳市分局 粤汇发[2020]15号 关于外汇管理支持粤港澳大湾区和深圳先行示范区发展的通知</p> <p>(正文略)</p> <p>附件1 非金融企业外债登记管理改革试点业务操作指引</p> <p>第一条 为贯彻落实《国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知》(汇发〔2019〕28号),便利非金融企业办理外债业务,进一步提高跨境融资业务办理便利化水平,特制定本指引。</p> <p>第二条 本指引所称外债登记管理改革试点,是指符合本指引各项条件的非金融企业可按照便利化登记程序向所在地国家外汇管理局分局(以下简称外汇局)申请办理一次性外债登记的业务。除本指引第五条相关情况外,申请办理一次性外债登记的试点企业可以不再办理外债逐笔签约登记。</p> <p>第三条 注册地在国家外汇管理局广东省分局、深圳市分局辖内,并符合以下条件的非金融企业法人(以下简称试点企业),可根据实际融资需求申请办理一次性外债登记业务:</p> <p>(一) 成立时间满一年(含)以上且有实际经营业务活动,并已经选择全口径跨境融资宏观审慎管理模式借用外债的企业;</p> <p>(二) 近三年无外汇违规行政处罚记录的企业(成立不满三年的企业,自成立之日起无外汇违规行政处罚记录)。</p> <p>(三) 房地产企业、政府融资平台、融资担保公司、小额贷款公司、典当行、融资租赁公司、商业保理公司、地方资产管理公司等机构,以及选</p>	<p>国家外貨管理局広東省分局 国家外貨管理局深圳市分局 粤匯發[2020]15号 粤港澳大湾区及び深圳先行模範区の発展のための外貨管理による支援に関する通達</p> <p>(本文略)</p> <p>添付1 非金融企業の外債登記管理改革の試行業務オペレーションガイドライン</p> <p>第1条 『国家外貨管理局 クロスボーダー貿易・投資の利便化のさらなる促進に関する通達』(匯發〔2019〕28号)を貫徹・具体化し、非金融企業の外債業務を利便化し、クロスボーダー融資業務の利便化水準をさらに高めるために、本ガイドラインを制定する。</p> <p>第2条 本ガイドラインがいう外債登記管理改革の試行とは、本ガイドラインの各条件に適合する非金融企業が利便化した登記プロセスで、所在地の国家外貨管理局分局(以下、「外管局」という)に外債包括登記の申請を行うことを可能とすることを指す。本ガイドライン第5条の関連状況を除き、外債包括登記を行う試行企業は、外債登記を都度行う必要はない。</p> <p>第3条 登録地が国家外貨管理局広東省分局、深圳市分局管轄内で、かつ以下の条件に適合する非金融企業法人(以下、「試行企業」という)は、実際の調達需要に応じて外債包括登記を申請することができる。</p> <p>(1) 会社設立後1年以上(1年を含む)経過し、かつ経営活動実体を有し、既に全範囲クロスボーダーマクロプルーデンス管理モデルを利用して外債を調達している企業。</p> <p>(2) 直近3年間で外貨規定違反の行政処罰記録のない企業(設立3年未満の企業の場合、設立の日から外貨規定違反の行政処罰記録がない企業)。</p> <p>(3) 不動産企業、政府融資プラットフォーム、融資担保公司、小額貸出公司、質屋、ファイナンスリース公司、商業ファクタリング公司、地方資産管理公</p>

择“投注差”模式借用外债的企业，不适用本指引。

第四条 试点企业一次性外债登记额度不得超过其跨境融资风险加权余额上限。

试点企业跨境融资风险加权余额上限=净资产*跨境融资杠杆率*宏观审慎调节参数。跨境融资杠杆率初始值设定为2，宏观审慎调节参数初始值设定为1。

试点企业已发生跨境融资的，外汇局应在一次性外债登记额度中扣减已逐笔登记的外债签约金额；逐笔登记的外债清偿后，试点企业可向外汇局申请调增一次性外债登记额度。

第五条 试点企业内保外贷项下资金以外债形式调回境内、在境外发行债券、外保内贷履约外债登记的，需到所在地外汇局办理逐笔外债签约登记。外汇局按逐笔登记的签约额相应扣减一次性外债登记额度。

第六条 试点企业办理一次性外债登记时，需向所在地外汇局提供以下材料：

(一) 申请书(含基本情况、拟申请一次性登记外债金额、近三年无外汇违规行政处罚记录的情况说明等，格式见附件)；

(二) 营业执照；

(三) 最近一期经审计的财务报告。

第七条 试点企业办理一次性外债登记后，可在登记额度内凭业务登记凭证在银行办理外债账户开立、外债资金汇出入和结售汇手续。外债资金应按照外债合同和外债管理规定允许的用途使用。

试点企业应将所涉相关外债合同、结汇及资金使用等证明材料保存五年备查。

试点企业向离岸银行借用的商业贷款视同外债

司等の機構、及び「投注差」モデルを利用して外債を調達する企業は、本ガイドラインを適用しない。

第4条 試行企業の外債包括登記に係る限度枠は、そのクロスボーダー融資リスク加重残高の上限を超えてはならない。

試行企業のクロスボーダー融資リスク加重残高の上限=純資産×クロスボーダー融資レバレッジ率×マクロプルーデンス政策因数。クロスボーダー融資レバレッジ率の初期値は2と設定し、マクロプルーデンス政策因数の初期値は1と設定する。

試行企業が既に外債を実行している場合、外管局は外債包括登記の限度枠から既に個別登記した外債契約の金額を差し引かなければならない。登記の外債返済後、都度、試行企業は外管局に外債包括登記の限度枠を増額申請することができる。

第5条 試行企業は、内保外貸(域内保証つき域外貸出)関連の資金を外債の形式で域内に戻し入れる場合、域外で債券を発行する場合、外保内貸(域外保証つき域内貸出)の保証履行による外債登記を行う場合には、所在地の外管局で都度、外債登記を行う必要がある。外管局は都度登記した契約金額に応じて外債包括登記の限度枠を差し引かなければならない。

第6条 試行企業は、外債包括登記を行う際に、所在地の外管局に以下の資料を提出する必要がある。

(1) 申請書(基本情報、個別登記を予定する外債金額、直近3年間の外貨規定違反の行政処罰記録がないこと等の状況説明等、その書式は添付資料を参照)

(2) 経営許可書

(3) 直近1年の監査済み財務報告書

第7条 試行企業は、外債包括登記を行った後、限度枠内で登記証憑をもって銀行で外債口座の開設、外債資金の入・送金、元転・外貨転を行うことができる。外債資金は、外債契約及び外債管理規定が許可する用途に基づき使用しなければならない。

試行企業は、関連外債契約、元転及び資金使用等の証明資料を5年間保存して検査に備えなければならない。

試行企業は、オフショア業務を行う銀行から調達

<p>管理。发生提款和还本付息时，试点企业需到所在地外汇局逐笔办理非资金划转类提款、还本付息备案。</p> <p>第八条 银行根据试点企业的申请，审核试点企业提供的对外债合同等真实性证明材料后，按规定为试点企业开立、关闭外债账户以及办理外债提款、结汇、购汇、偿还等手续，并留存相关材料五年备查。</p> <p>银行应当建立健全内控制度，按照了解客户、了解业务、尽职审查的展业三原则完善全业务流程的真实性和合规性审查机制并办理业务，并应加强事后监督，发现异常或可疑情况的，及时报告外汇局。</p> <p>第九条 试点企业按本指引办理一次性外债登记后一年内未实际发生外债提款的，外汇局有权将一次性外债登记额度调为零。</p> <p>试点企业当年净资产较上年末经审计的净资产上下浮动超过20%（含）的，应主动向所在地外汇局报告，申请调整一次性登记外债金额。</p> <p>第十条 外汇局对外债登记管理改革试点业务实施监督管理，跟踪，监测和核查试点业务开展情况。</p> <p>附：关于办理非金融企业一次性外债登记业务的申请书（略）</p>	<p>したオフショアローンは外債と見做して管理する。引出及び元利返済が発生する際には、試行企業は所在地の外管局で非資金振替類の引出、元利返済を都度行わなければならない。</p> <p>第8条 銀行は試行企業の申請に基づき、試行企業が提供する外債契約等の真实性証明資料を審査した後、規定に基づき試行企業のために外債口座の開設・閉鎖及び外債引出、元転、外貨転、返済等の手続を行い、かつ関連資料を5年間保存し検査に備える。</p> <p>銀行は、健全な内部コントロール制度を構築し、顧客及び業務を理解し、審査の職責を尽くすという業務展開の三原則に基づき、全業務プロセスの真実性及びコンプライアンス審査メカニズムを完全化し業務を行い、事後の監督を強化し、異常もしくは疑わしい状況を発見した場合、遅滞なく外管局に報告しなければならない。</p> <p>第9条 試行企業は、本ガイドラインに基づく外債包括登記後1年以内に、外債引出が発生しない場合、外管局は外債包括登記の限度額を0に調整する権限を有する。</p> <p>試行企業は、当該年度の純資産が前年度の監査済みの純資産より20%（20%を含む）以上の上下変動がある場合、自発的に所在地の外管局に連絡し、外債包括登記の限度枠の調整を申請しなければならない。</p> <p>第10条 外管局は、外債登記管理改革試行業務に対して監督管理を実施し、業務の展開状況をモニタリング及び検査を実施する。</p> <p>添付 非金融企業の外債包括登記に係る申請書（略）</p>
--	--

【日本語参考訳：MUFGバンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したものにりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザリー部 中国ビジネスソリューション室

(商 号) MUFG バンク（中国）有限公司

(住 所) 上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 22 楼

(登録番号) 中国銀行業監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001